

四條堰水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第15号

四條堰水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

四條堰水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金、加入金、手数料等</u> （第18条— <u>第24条</u> ）	第4章 <u>料金、加入金、負担金及び手数料</u> （第18条— <u>第25条</u> ）
第5章 貯水槽水道（ <u>第25条</u> ）	第5章 貯水槽水道（ <u>第26条</u> ）
第6章 雑則（ <u>第26条</u> ）	第6章 雑則（ <u>第27条</u> ）
附則	附則
（給水装置工事の申込み）	（給水装置工事の申込み）
第6条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、 <u>所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。</u>	第6条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、 <u>給水装置工事申込書を提出しなければならない。</u>
2 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>	2 条例第10条第2項の規定により、 <u>前項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</u>
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
3・4（略）	3・4（略）
（工事費の算出方法）	（工事費の算出方法）
第14条 条例 <u>第15条第1項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。</u>	第14条 条例 <u>第15条第3項の工事費の算出に関し必要な事項は、次に掲げるところによる。</u>
（1）～（4）（略）	（1）～（4）（略）

(5) 間接経費は、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(メーターの設置等)

第16条 条例第20条第4項のメーターの位置は、点検及び取替えに支障がなく、乾燥し、汚水の入るおそれがない場所とする。ただし、配管又は現場の都合でこの条件を満たし難いときは、最も適当な場所とする。

2～8 (略)

(メーター負担金)

第16条の2 条例第20条第3項のメーターに係る負担金(以下「メーター負担金」という。)の額は、毎年時価を基準として企業長が定めるメーターの標準価格に100分の110を乗じて得た額を500円単位で切り上げた額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 メーター負担金は、給水装置の新設又は改造の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者がメーター負担金を納付するときは、申込み後に納付することができる。

#### 第4章 料金、加入金、手数料等

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第22条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

(5) 間接経費は、監督費、損料及び事務費とし、前各号に基づき算出した費用の合計額に100分の24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(メーターの設置等)

第16条 条例第20条第2項のメーターの位置は、点検及び取替えに支障がなく、乾燥し、汚水の入るおそれがない場所とする。ただし、配管又は現場の都合でこの条件を満たし難いときは、最も適当な場所とする。

2～8 (略)

#### 第4章 料金、加入金、負担金及び手数料

(工事負担金)

第22条 条例第40条第2項各号に掲げる費用は、次の各号に定めるところにより算出する。

(1) 工事費は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用（以下「その他の費用」という。）

額とする。

(2) 用地費は、土地取得費及び土地取得に要した費用の合計額とする。

(3) 施工経費は、調査費、測量費、設計費及び補償費の合計額とする。

(4) 事務費は、次のとおりとし、工事費及び施工経費の合計額を区分した額に、それぞれの区分に対応する事務費率を乗じて得た額の合計額とする。

<u>工事費及び施工経費の合計額</u>	<u>事務費率</u>
<u>1,000万円以下の部分の額</u>	<u>100分の21</u>
<u>1,000万円を超え3,000万円以下の部分の額</u>	<u>100分の18</u>
<u>3,000万円を超え5,000万円以下の部分の額</u>	<u>100分の15</u>
<u>5,000万円を超え1億円以下の部分の額</u>	<u>100分の12</u>
<u>1億円を超え3億円以下の部分の額</u>	<u>100分の10</u>
<u>3億円を超える部分の額</u>	<u>100分の8</u>

2 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

2 条例第40条第4項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が工事負担金を納付するときとする。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(手数料)

第23条 条例第43条第1項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が手数料を納付するときとする。

第24条～第26条 (略)

3 工事を中止し、又は取り止めるときは、未着手部分について精算するものとする。この場合において、施行済の施設は速やかに撤去するものとし、撤去費用は、当該工事の申込者の負担とする。

(メーター負担金)

第23条 条例第41条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者がメーター負担金を納付するときとする。

(手数料)

第24条 条例第43条ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が手数料を納付するときとする。

第25条～第27条 (略)

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。